

老人介護支援センターみなと荘指定居宅介護支援事業者運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人関記念栃の木会が開設する老人介護支援センターみなと荘指定居宅介護支援事業所（以下「老人介護支援センターみなと荘」という。）が行なう指定居宅介護支援事業の適正に運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、老人介護支援センターみなと荘の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 老人介護支援センターみなと荘における指定居宅介護支援の事業は、次の基本方針に従って行なうものとする。

- (1) 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その者の有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- (2) 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合かつ効率的に提供されるよう配置して行う。
- (3) 指定居宅介護支援事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者提供されている指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することないように、公平中立に行う。
- (4) 事業の運営に当たっては、市町村、老人福祉法第20条7の2に規程する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

第3条 事業所に勤務する職種、員数及び勤務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、老人介護支援センターの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

- (2) 主任介護支援専門員 2名

- (3) 介護支援専門員 2名

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

- (4) 事務員職員 1名

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第4条 老人介護支援センターみなと荘の営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～金曜日とする。
ただし、土、日、祝日は交代制にて職員が対応し、必要に応じて担当者に連絡する。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後5時30分とする。ただし、電話等により24時間常時連絡・相談が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第5条 老人介護支援センターみなと荘の行う指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、介護支援専門員がその提供に当たる。

- (1) 要介護者等の依頼を受けて、その心身の状況、置かれている環境、本人及び家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、相当する者等を定めた居宅サービス計画を作成する。
- (2) 居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス提供事業者その他の者との連絡調整を行う。
- (3) 当該要介護者等が介護保険施設への入所を要する場合は、介護保険施設への紹介その便宜の提供を行う。
- (4) その他居宅サービス計画の達成に必要な事項
 - 2 介護支援専門員は、通常、支援センター相談室において利用者の相談を受けるものとする。
 - 3 介護支援専門員は、介護サービス計画の作成に当たっては、白澤方式に基づく課題分析票を用いて行うものとする。
 - 4 介護支援専門員は、介護福祉サービス計画の原案に位置づけたサービスについての調整等を図るため、担当者を招集してサービス担当者会議を開催するものとする。
 - 5 介護支援専門員は、第1項各号に規程する指定居宅介護支援を行う為1月に1度以上利用者を訪問するものとする。
 - 6 指定居宅介護支援の利用料の額は、厚生省の定める告示上の額とし、指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは利用料を徴収しない。
 - 7 次条の事業の実施地域において、壬生町・下野市(旧石橋町)以外について行う指定居宅介護支援に要した経費はその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

